

【特別支援教育就学奨励制度のお知らせ】

小美玉市教育委員会

市内小・中学校の特別支援学級に入級している児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得等）に応じて就学に要する所要経費の一部を支給し、保護者の負担軽減を図る制度です。

○受給資格	小美玉市立小中学校の特別支援学級に入級する児童生徒の保護者。ただし、生活保護、または就学援助（準要保護）を受給している場合、あるいは児童生徒が措置費を給付されている施設に入所している場合等は、受給できません。
○申請方法と提出先	毎年5月頃、特別支援学級を設置している小美玉市立の小中学校を通じて保護者の申請意思を確認します。書類については学校から配布され、支給を希望される方は必要書類、希望されない方は辞退届を通学している学校へ提出して下さい。
○判定	世帯全員（一つの住居に居住している等「同一生計」であると客観的に判断されるもの）の所得額によって支給区分を判定します。所得によっては支給されない場合もありますのでご了承ください。なお、判定結果は学校を通じて通知します。
○支給方法等	2月頃、学校を通して支給します
○支給対象経費	・新入学児童生徒学用品通学用品費(第1学年のみ) ・学校給食費 ・通学費 ・学用品通学用品費 ・修学旅行費 ・校外活動費 ・卒業アルバム代等

【ご注意ください】

※ 次の対象経費を受給する場合は、購入先の領収書又はレシート（購入商品名、金額の記載があるもの）が必要になります。購入した際には、必ず保管しておいてください。

●新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(第1学年)

【年度当初より特別支援学級に入級している児童生徒】・・・新たに入学する児童生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品及び通学用品の購入費

【対象となるもの】 ランドセル、カバン、通学用服(学生服)、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等

※原則として新入学時期（おおよそ5月末日）までに購入したものが対象になります。

●学用品・通学用品購入費

児童生徒が通常必要とする学用品又は通学のために通常必要とする通学用品の購入費

【対象となるもの】 通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等

就学奨励費支給対象品目一覧

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品購入費	ノート、下敷き、筆記用具（鉛筆・消しゴム・筆箱・定規など）、体育用靴、体操服、体育帽、水着、水泳帽、ゴーグル、プール用バスタオル、手芸・裁縫用品、辞典類、ドリル、そろばん、道具箱、楽器（鍵盤ハーモニカ・リコーダーなど）、歯磨き指導用歯ブラシ、コップ、上履き 等（いずれも学校用に限る） 学校で徴収する実習等の材料費 等	部活動で使用するもの（ユニフォーム等） マスク 自宅学習用のパソコンソフト等
通学用品購入費	ランドセル、カバン、リュック、制服、雨靴、雨傘、通学用靴、定期入れ 等（いずれも通学用に限る）	自転車、下着、靴下、タイツ、着替え用衣服 ジャンパー等
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（小・中1年）	新入学にあたって必要な学用品・通学用品（ランドセル、カバン、制服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き 等）	学用品購入費、通学用品購入費と同じ

特別支援教育就学奨励費補助費一覧

費目	小学校	中学校	備考
新入学児童生徒学用品・通学用品費	実費の1/2 (上限 25,555 円まで)	実費の1/2 (上限 28,990 円まで)	購入した品物のレシート・領収書等が必要です。学校で一括購入したものは学校より提出します。
学用品・通学用品購入費	実費の1/2 (上限 5,820 円まで)	実費の1/2 (上限 11,370 円まで)	
卒業アルバム代等	実費の1/2 (上限 5,500 円まで)	実費の1/2 (上限 4,400 円まで)	
修学旅行費		実費の1/2	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科
校外活動費 (宿泊なし)	実費の1/2 (上限 800 円まで)	実費の1/2 (上限 1,155 円まで)	校外活動に直接必要な交通費及び見学科
校外活動費 (宿泊あり)	実費の1/2 (上限 1,845 円まで)	実費の1/2 (上限 3,105 円まで)	宿泊を伴う校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科
学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	

※上記の補助費額については、今後に変更となることがあります。